

市第 218 号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 3 月 11 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条第 3 項中「510,000 円」を「520,000 円」に改める。

第16条の 3 第 3 項中「160,000 円」を「170,000 円」に改める。

第16条の 8 第 3 項中「140,000 円」を「160,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国民健康保険料の基礎賦課額等に係る限度額を改め、保険料負担の適正化を図るため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現 行}} \right)$

（保険料の基礎賦課額）

第 14 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 第 1 項の基礎賦課額は、 $\frac{520,000 \text{ 円}}{510,000 \text{ 円}}$ を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課額）

第 16 条の 3 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 第 1 項の後期高齢者支援金等賦課額は、 $\frac{170,000 \text{ 円}}{160,000 \text{ 円}}$ を超えることができない。

（介護納付金賦課額）

第 16 条の 8 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 第 1 項の介護納付金賦課額は、 $\frac{160,000 \text{ 円}}{140,000 \text{ 円}}$ を超えることができない。